

<報道発表資料>

令和6年9月6日

障害児通所支援事業者の指定取消処分について

児童福祉法の規定に基づき、下記のとおり障害児通所支援事業者の指定の取消処分を行いましたので、お知らせします。

1 対象事業者

法人名 株式会社MOM^{マム}（所在地：埼玉県比企郡滑川町大字中尾237番地）

代表取締役 河合^{かわい} 佑亮^{ゆうすけ}

2 対象事業所等

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業所名 | こどもプラス東松山教室 |
| (2) 事業所所在地 | 東松山市松本町2丁目9番21号 |
| (3) 事業所番号 | 1153300114 |
| (4) サービスの種類 | ①児童発達支援・放課後等デイサービス（定員10名）、
②保育所等訪問支援 |
| (5) 指定年月日 | ①平成30年11月1日、②令和元年10月1日 |
| (6) 処分の根拠法令 | 児童福祉法第21条の5の24第1項第6号及び第10号 |
| (7) 処分の内容 | 指定取消 |
| (8) 指定取消の理由 | 不正請求（児童発達支援・放課後等デイサービス）、法令違反（保育所等訪問支援）
・令和元年10月分から令和6年2月分までの児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の請求において、児童の利用日数を実際よりも多く記載するなど
の手法により報酬を過大に請求し、不正に報酬を受領した。
・保育所等訪問支援と一体的に運営している同事業所の児 |

童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて不正請求があった。

(9) 不正請求額 30,984,352円(概算額)

(10) 取消処分年月日 令和6年10月1日

(11) その他 同法人が運営していた「こどもプラス坂戸教室(平成28年12月1日指定、令和4年4月1日廃止)」においても、平成30年1月分から令和4年3月分までの請求において、計34,097,869円の不正請求(概算額)が確認された。